

タイトル	顧客が銀行の店舗出入口に敷設された足拭き用ゴムマットがまくれ上がって転倒した場合に、同マットが床面上を滑りやすい状態で敷設されていたとして、損害賠償が命じられた事例
著者	大滝，哲祐；OHTAKI, Tetsuhiro
引用	北海学園大学法学研究，50(3・4)：629-640
発行日	2015-03-31

〈判例研究〉顧客が銀行の店舗出入口に敷設された足拭き用ゴムマットがまくれ上がって転倒した場合に、同マットが床面上を滑りやすい状態で敷設されていたとして、損害賠償が命じられた事例

平成二六年三月一三日東京高裁判決、平成二五年（ネ）第六一七四号、損害賠償請求控訴事件、取消（確定）、判例時報二二二五号七〇頁

大 滝 哲 祐

I. 事実の概要

X女（当時五七歳）（原告、控訴人）は、平成二二年八月一六日午後四時一五分頃に、左肩にシヨルダーバッグを掛け、両手に荷物を提げて、Y銀行（被告、被控訴人）のA支店を

訪れ、A支店に設置された現金自動預払機（以下、「ATM」という）を利用した後、来店時と同様に、左肩にシヨルダーバッグを掛け、両手に荷物を提げて、ATMコーナーの出入口に向かって歩いていった。A支店の出入口付近の床には、足拭き用のゴムマット（以下、「本件マット」という）が敷設さ

れていたが、その裏面が水で濡れた状態となっていた。Xが、本件マットに足を左側の端から一〇ないし二〇cmの位置に右足を乗せたところ、本件マットがXの右足を乗せたまま中央部にむかつて横にずれたためバランスを崩し、身体の左側を下にしてマットもろとも滑り込むような体勢となつて転倒し、左側頭部が本件出入口のガラスドアに当たつた（以下、「本件事故」という）。そのため、Xは、頸椎捻挫等の障害を負い、左半身の感覚鈍麻その他の後遺障害が残つた。

Xは、YのA支店出入口に敷設された足拭きマットの管理が適切にされていなかったことから、本件マットに足を乗せた途端にこれがまくれ上がつて転倒し、頸部捻挫等の傷害を負い、左半身の感覚鈍麻その他の後遺障害が残つたと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、Yに対し、損害賠償金六四九〇万九八八円及びうち六四五二万四六一一円に対する不法行為の日の後である平成二三年四月二日から、うち三八万五二八七円に対する平成二五年四月一八日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

原審（東京地裁平成二五年九月二四日判決（判例時報二二二五号七五頁））は、Xが本件マットに躓いて転倒したことや、

Xが本件マットの手前で体勢を崩しながら足を前方に踏み出したことなどによつて本件事故が発生した可能性も否定できず、「仮に本件事故の態様がそのようなものであるとすれば、Xが自ら体勢を崩した場合はもちろん、本件マットの端に躓いた場合であっても、本件マットの形状に照らし、本件出入口に向かつて歩いていたXは、本件マットの手前で当然その存在に気づき、それが一定の厚みを有することを容易に認識し得たものと考えられるから、本件事故は、専らXの不注意によつて発生したものといふべきであつて、何らかのYの義務違反によつて発生したものとはいえない。」と判示して、Xの請求を棄却した。Xは、原審の判決を不服として控訴を提起した（なお、Xは、損害賠償金を二八一四万五三七六円に改めている）。

II. 判旨

取消し

①本件事故の原因及び態様については、「本件事故当時、本件マットは、その裏面がやや湿潤し、かつ、波打つた状態にあったことから、マット裏面全体と本件床面との間には部分的に滑り抵抗係数の低い部分が存在し、マット表面にその斜

め上部方向から力が加わることにより本件床面上を滑りやすい状態にあったところ、Xがその右足を本件マット表面に乗せたことにより斜め上部方向からの力が働き、その一部（本件マットの本件出入口に向かって左の部分）が本件床面との摩擦抵抗を失って横に移動し、そのためXが身体バランスを崩して転倒したと認めることができる」と判示した。

②Yの注意義務違反については、「本件支店は繁華街にあり、店舗内にATMコーナーが設置されていたのであるから、これを利用するために、老若男女を問わず、様々な顧客が多数往来しており、その都度本件出入口に敷設されていた足拭きマットの上を歩行していたことは推認するに難くない。そして、人が歩行するに際しては、足元の着地面が上から働く力を支え、滑りなどにより体勢のバランスを崩すことがないようにしなければ、転倒による身体損傷等を起こしかねないから、その安全確保のためには着地面の滑り防止が必要とされる。そうすると、本件出入口に敷設されていた本件マットについても、顧客がその上を通常の態様で歩行するに当たって加えられる力により本件床面上を滑ることがないように整備しておくことが求められるというべきである。しかるに、本件事故当時の状態は前判示のとおりであったから、Yには、

Xが歩行していた本件出入口の安全確保に関し、本件マットが本件床面上を滑りやすい状態で敷設されていた点で注意義務違反がある。」と判示した。

③過失相殺については、「Xは、本件事故時において五七歳の女性であり、健康状態に大きな問題はなく……、本件事故前にはジョギングもし、自分では運動神経はいいほうだと思っていたと述べているのであって……、これを前提とすれば、Xが本件出入口に向かって歩行する際、より注意深く接地面に足を運び、かつ、身軽な状態であったとすれば、右足を乗せた本件マットがその中央部に向かってずれて盛り上がるることによって転倒したか否か、転倒したとしても、これによる負傷の有無及び程度については違った結果になったとも考えられるのであって、特に、Xが転倒したことについては、左肩及び両手に多数の荷物を抱え、運動の自由を制約された不安定な状態で歩行していたことが多分に影響していたと認められる。このようなXの落ち度を勘案すると、本件事故発生については、Xに四割の過失相殺をするのが相当である。」と判示した。

以上により、東京高裁は、Yに対して、損害賠償金九二万四〇〇〇円等の支払いを命じた。

III・本判決の意義

本件のような店舗内での顧客の負傷（事故）に関しては、店舗内外の設置物の配置が原因であったのか（安全管理を怠ったことが原因なのか）、顧客自身の不注意が原因なのか（自招事故）、の判断が難しい。本件でも、原審と本判決で判断が分かれた。この点の事例集積の意味で実務上参考となる。また、本判決は、Yの不法行為による損害賠償責任を認めたが、XY両者の過失を具体的に検討して損害賠償額を認定している。この点も、今後の類似事案の検討の際に参考になると思われる。

IV・研究

1. 判例^①

本件と類似の事案で店舗側の注意義務違反を肯定した最近の判例として、①コンビニエンスストアで顧客が雨で濡れた床に滑って転倒し受傷した事故につき、店舗側の注意義務違反について検討するに、本件のような店舗は、年齢、性別、職業等が異なる不特定多数の顧客に店側の用意した場所を提供し、その場所で顧客に商品を選択・購入させて利益を上げ

ることを目的としているのであるから、不特定多数の者を呼び寄せて社会的接触に入った当事者間の信義則上の義務として、不特定多数の者の日常ありうべき服装、履物、行動等、例えば靴底が減っていたり、急いで足早に買い物をするなどは当然の前提として、その安全を図る義務があるというべきである。」とした大阪高裁平成一三年七月三十一日判決^②、②七五歳の女性客がショッピングセンターのアイスクリーム売場で転倒受傷した事故につき、①と同様の理由で店舗側の注意義務違反を認めた岡山地裁平成二五年三月一四日判決^③、③ホテルの大浴場の階段部分で利用客が転倒した事案につき、Yには、浴場の利用者に対する信義則に基づく安全管理上の義務として、利用者が本件階段部分において滑って転倒しないように配慮すべき義務があったというべきである。ただし、温泉施設の床が滑りやすいことは一般的に認識されていることであり、施設の設置者だけに一方的な義務があると考えるところとは相当ではなく、上記義務は利用者が一定の注意を払うことを前提としたものと理解すべきと考えられる。」と判示した盛岡地裁平成二三年三月四日判決^④、④大規模店舗ビルに来店した客が、屋外の階段上の水に足を取られて転倒、負傷した事案で、「本件建物に付属する本件階段についてみれば、野外

の階段であって、雪が積もったり、氷が付着したりするから、Yらは、歩行者が足を滑らせないように安全性を確保して管理すべき注意義務があったにもかかわらず、設置したロードヒーティングの温度管理を十分行わないまま、氷を付着させて原告に利用させた過失により、本件事故を発生させた、と認められるから、Yらは、本件事故により原告に生じた損害について賠償責任を負う、と解するのが相当である。」と判示した札幌地裁平成一年一月一七日判決⁽⁵⁾などがある。否定した判例としては、⑤コンビニエンスストアで顧客が雪で濡れた床に滑って転倒し受傷した事故につき、Xが「積雪が見られた日に草履ないしサンダルを履いて外出するなどというのは甚だ軽率といわざるを得ないし、仮に降雪時に草履のほか、ハイヒールや革靴で外出することが社会通念上突飛な行動とまでいえないとしても、少なくとも、Yらとしては、来店者がある程度雪上の歩行に適した滑りにくい靴を履いて来るもので、そうでなくとも、それぞれの靴底の状態に応じて、外マット及び内マットでこれを十分に拭くものと信頼して、これらを設置すれば足り、それ以上に特別なマットを用意するなどの措置を講ずるまでの注意義務を負うものではないというべきである。」と判示した名古屋地裁平成二五年一月二

九日判決⁽⁶⁾がある。

過失相殺に関しては、①大阪高裁判決は、「Xが、靴底が減って滑りやすい靴を履いていたこと、パンと牛乳を持って両手がふさがった状態であったことなどを考慮」し、過失相殺五割を認定、②岡山地裁判決は、「Xとしても、本件売場においてアイスクリームを販売しており、かつ、本件事故当時も約二〇名の客が行列をつくっているような状態であったことを認識していたのであるから、本件売場付近の通路上にアイスクリームの一部が落下して滑りやすくなっていることも予測できたというべきであり、Xにも、本件売場前の通路を歩行するに当たり、足元への注意を払うべきであったのにこれを怠った過失があるというべきである。もつとも、前記認定事実によれば、Xは、本件事故当時、買い物袋を載せたショッピンγκカートを押して歩行しており、前方の床面が見にくい状況であったと考えられるのであり、このことをも考慮」して、過失相殺二割を認定、③盛岡地裁判決は、通院慰謝料に關し、「Yの責任は温泉施設を開設する者の責任として重いものがある一方で、Xは週に数回も温泉に行くほどの温泉通であり（弁論の全趣旨）、温泉が転倒しやすい所であることを十分認識していたと考えられ、特に階段の上り下りの際に注意

を期待することもできたこと等を考慮すると、本件転倒事故によって生じた通院慰謝料の全額をYに負担させることは公平とはいえない」とし、過失相殺四割と認定した。④札幌地裁判決は、「雪国で生活する人間にとって、氷で覆われた段階で転倒しないように注意して歩行することは、……当然に要求される注意義務であること、本件階段でX以外に氷で転倒した事故が発生した様子はないこと、Xは本件階段を登っているから本件階段の氷の付着状況については認識していたことを考慮すれば、Xにも本件事故の発生についてかなり大きな過失があつた、と推認できる」とし、過失相殺五割と認定した。

2. 学説

本件のような事案では、土地工作物責任も問題となり得るが、本件では、土地工作物責任が直接の問題となっていない。⁷⁾しかし、本件ないし関連判例では、転倒事故に対する店舗側の注意義務を、安全確保ないし安全管理上の義務(不法行為)としていることから、いわゆる安全配慮義務(債務不履行)とどのように関係するかについて学説を挙げる。

安全配慮義務は、労働災害の分野で提起されてきた問題で

ある。判例は、安全配慮義務を「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」であるという。⁸⁾これに対して不法行為上の義務違反(過失)は、予見可能性のあることを前提に、結果回避義務を尽くさなかったことをいう。⁹⁾

本件のような転倒事故の場合、安全配慮義務とどのような関係になるかについて、学説は、①不法行為規範との関係で問題となるのは、契約の履行過程で相手方の完全性利益を侵害しないように為すべき義務(その違反は、積極的債権侵害として論じられる)を保護義務Ⅰ型、契約の準備交渉の段階で相手方の完全性利益を侵害しないようになすべき義務(その違反は契約締結上の過失論の一環として扱われる)を保護義務Ⅱ型として、保護義務Ⅰ型は、給付結果ないし契約実現のために、債権者の完全性利益が債務者に対して開示されており、かつ、開示された完全性利益を保持・管理するために必要とされる注意を相手方(債務者)に委ねたという特質から、契約責任の規律に服させるだけの理由があり、保護義務Ⅱ型は、わが民法上あえて契約責任法理に服せしめなくても不法行為規範のみで十分に対処しうるといふ説、②「不法行為上

の一般的注意義務といえども、濃淡様々の関係にある者の間における注意義務を想定するものであり、そこには安全配慮義務違反が認められるような『特別の社会的接触』が存在する場合も含まれ、その濃淡に応じた内容・程度の注意義務が社会通念によって設定されるはずである」のだから、「特別の社会的接触」が存在する場合に、信義則上すなわち社会通念上安全配慮義務が認められるならば、それと同様の内容程度の不法行為上の注意義務が認められるとする説^⑪、③二〇〇二年のドイツ債務法改正経緯における消滅時効に関する議論を参考に、わが国の不法行為法による損害賠償請求権の消滅時効の起算点に関する規律には、認識という要素が取り入れられていること、場合によっては権利濫用という安全弁もあることを考えれば、契約交渉中における一方当事者の過失によって、相手方の身体、健康に関する損害が生じた場合に不法行為法による解決で足りるとする説^⑫、などがある。

3. 検討

(1) 注意義務違反について

まず、本件のような転倒事故の場合は、安全配慮義務（債務不履行）の問題になるかにつき、2の①説では、不法行為

ないし契約締結上の過失の問題^⑬、②説では、安全配慮義務を認めないので、不法行為の問題、③説では、被害者の時効に関する認識や権利濫用を考慮すれば、安全配慮義務（債務不履行）の一〇年の時効期間は利点といえず、不法行為の問題として、いずれの説によっても、不法行為の問題になるという^⑭。上記の理由に加えて、転倒事案は、不特定多数の利用客に対する注意義務が問題となり、必ずしも安全配慮義務が主に問題とする使用者と被用者間の雇用契約関係が問題となるわけではない。したがって、本件のような転倒事故に関しては、不法行為の問題とするのが適切である^⑮。

次に、本件のような転倒事故の場合における注意義務違反は、どのように判断されるべきであろうか。本件では、本件マットを「通常の態様で歩行するに当たって加えられる力により本件床面上を滑ることがないように整備しておく」注意義務があるのに、それを怠ったことが注意義務違反となる。関連判例では、①大阪高裁判決及び②岡山地裁判決は、営利目的で、不特定多数の者を呼び寄せて社会的接触に入った当事者間の信義則上の義務に違反したこと、③盛岡地裁判決では、「浴場の利用者に対する信義則に基づく安全管理上の義務」に違反したこと、④札幌地裁判決では、「歩行者が足を滑

らせないように安全性を確保して管理すべき注意義務」に違反したことが、注意義務違反を構成すると判示した。本判決及び関連判例における注意義務とは、①大阪高裁判決及び②岡山地裁判決の営利目的で「不特定多数の者を呼び寄せて社会的接触に入った当事者間の信義則上の義務」に抽象化ないし一般化すべきと考えられる。なぜならば、本件のような転倒事故である場合、被害者となり得るのは社会的接触に入った不特定多数の顧客であり、また、顧客自身の自招事故との区別も困難であるので、店舗側の注意義務の存否を営利目的（報償性）や信義則により判断する必要があるからである。¹⁶⁾

この注意義務を本件の事案に当てはめても、①Yは銀行であること（営利目的）、②ATMは不特定多数の顧客の利用が予定されていること（社会的接触）、③本件マットの裏面が水で濡れた状態となっており、滑りやすい状態となっていたこと（予見可能性）、④顧客が本件マットの上を通常の態様で歩行するに当たって加えられる力により本件床面上を滑ることがないように整備しておくことが求められること（信義則に基づく結果回避義務）、からYの注意義務違反を肯定しても良からう。

(2) 過失相殺について

本判決は、被害者であるXの行為態様を詳細に検討して、四割の過失相殺を認めた。すなわち、①性別（女性）、②年齢（五七歳）、③健康状態（良好）、④転倒事故時の状態（左肩及び両手に多数の荷物を抱え、運動の自由を制約された不安定な状態で歩行していたこと）、を考慮した。本件のような転倒事故の場合は、顧客自身の自招事故と区別するため、このような詳細な検討が必要となる。関連判例でも、顧客の行為態様につき、履いている靴が歩行や天候に適していたか、両手が塞がっており不安定な状態での歩行であったか、足元に注意を払っていたか、氷の付着状況を認識していたか、などを詳細に検討して過失相殺を認めた。要するに、顧客が通常期待される注意を払いつつ歩行したにもかかわらず転倒事故が生じたのか、通常の態様を逸脱する歩行により生じたかが、過失相殺の可否及び程度の判断に重要であると考えられる。¹⁷⁾

V. 結びに代えて

本件は、日常生活し得る店舗での転倒事故に関し、不法行為による損害賠償請求を認めた上で、四割の過失相殺を認めた事案で、事例集積の意味で実務上参考となる。今後は、本件

のような店舗での転倒事故における注意義務とは何かを明らかにし、類型化を図ることが必要であろう。その意味で、本判决及び関連判例における注意義務を、営利目的で、不特定多数の者を呼び寄せて社会的接触に入った当事者間の信義則上の義務に抽象化ないし一般化を試みたことは、今後の議論に有益であると思われる。

(1) 便宜上、顧客(被害者)をX、店舗(加害者)をYと表記する。

(2) 判例時報一七六四号六四頁。なお、この事案では、フランチャイザーのフランチャイジーとその従業員に対する安全指導義務も問題となり、「本件店舗の床材はA全店における統一規格の特注品であり、モップと水切り(リンガー)もYから統一的に支給されていた製品である。そして、『証拠略』によると、Yはフランチャイザーとして、フランチャイジーに『A』の商号を与えて、継続的に経営指導、技術援助をしていることが認められるから、Yは、本件店舗の経営主体たるフランチャイジー、又はフランチャイジーを通してその従業員に対し、顧客の安全確保のために、本件のような場合には、モップによる水拭き後、乾拭きするなど、顧客が滑って転んだりすることのないように床の状態を保つよう指導する義務があったというべきである。そして、……Yがこの義務に反し

ていることは明かであるから、Yはこの点について不法行為責任を負わなければならない」と判示している。

(3) 判例時報二一九六号九九頁。

(4) 判例タイムズ一三五号一五八頁。注意義務の具体的な内容として、「利用者に分かりやすく転倒への注意喚起の表示をしたり、床についてさらなる滑りへの対策をしないのであれば、利用者の動線上に手すりを設置したりするなど、利用者が注意を払うことと相まって、トータルとして転倒を防止することができ程度の対策を講じたりすべき義務があると考えられる(床材を十和田石のような滑らないものにしたたり、本件階段部分にマットを敷いたりすることによって滑り自体を生じなくすることも一つの対策の講じ方と考えられる。)」と判示している。

(5) 判例時報一七〇七号一五〇頁。

(6) 判例時報二二一〇号八四頁。

(7) 土地工作物責任では、土地の工作物に瑕疵があったため、利用客が受傷した場合が問題となる。判例は、土地工作物責任と基本的に同じ思想に基づいて定められた国家賠償法二条一項の营造物の設置または管理の瑕疵とは、「营造物が通常有すべき安全性を欠いていること」であると判示する(最高裁昭和四五年八月二〇日判決(民集二四卷九号一二六八頁))。そして、同じく国家賠償法二条が問題となった事案で、营造物が通常有すべき安全性を欠いているかは、营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して

具体的個別的に判断すべきで、被害者の事故が、管理者において通常予測することのできない行動に起因するものであるときは、安全性に欠けるとはいえないと判示したものである（最高裁昭和五三年七月四日判決（民集三二巻五号八〇九頁））。

(8) 最高裁昭和五〇年二月二五日判決（民集二九巻二号一四三頁）。

(9) 大阪アルカリ事件（大審院大正五年二月二日判決（民録二二輯二四七四頁））では、「化学工業ニ従事スル会社其他ノ者ガ其目的タル事業ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ヲ予防スルガ為メ右事業ノ性質ニ従ヒ相当ナル設備ヲ施」すことが予見義務および結果回避義務であるという。また、新潟水俣病事件でも、「およそ、化学工業を営む企業（以下「化学企業」という。）の生産活動においては、日進月歩に開発される化学技術を応用して大量に化学製品を製造するものである以上、その化学反応の過程において、製品が生成されるかたわらいかなる物質が副生されるかも知れず、しかもその副生物のなかには、そのまま企業外に排出するときは、生物、人体等に重大な危害を加えるおそれのある物質（以下「有害物質」という。）が含まれる場合もありうるから、化学企業としては、これらの有害物質を企業外に排出することがないよう、常にこれが製造工場を安全に管理する義務があり、「化学企業が製造工程から生ずる排水を一般の河川等に放出して処理しようとする場合においては、最高の分析検知の技術を用い、排

水中の有害物質の有無、その性質、程度等を調査し、これが結果に基づいて、いやくもこれがため、生物、人体に危害を加えることのないよう万全の措置をとるべきである。」という予見可能性に基づく結果回避義務を企業に課している（新潟地裁昭和四六年九月二九日判決（下民集二二巻九一一〇号別冊一頁、判例時報六四二二九六頁、判例タイムズ二六七号九九頁））。そして、最近の下級審の判例でも、東日本大震災の地震発生後、高台にある幼稚園から眼下の海沿いの地域に向けて幼稚園送迎バスを出発させ、園児四名が津波に被災して死亡するに至った事実で、「結果回避義務を課するためには、その結果について予見可能性のあることが必要である。」と判示している（仙台地裁平成二五年九月一七日判決（判例時報二二〇四号五七頁））。

(10) 奥田昌道「安全配慮義務」「損害賠償法の課題と展望」中（日本評論社、一九九〇年）四〇頁、奥田教授は、潮見教授の完全性利益の契約責任による保護構造に関する、①給付結果ないし契約目的の実現のために、債権者の完全性利益が債務者に足して開示される必要があること、②そうして開示された完全性利益を保持・管理するために必要とされる注意を相手方（債務者）委ねたことが必要であること、③債務者による完全性利益侵害が、給付結果ないし契約目的の達成へと向けられた行為の中で生じたことが必要であるということが必要である、④当該完全性利益侵害は、給付結果ないし契約目的の達成に伴う特殊の危険の実現であることを要する、という

四類型を基に主張されている（潮見佳男「債務履行過程における完全性利益の保護構造（三・完）」民商法雑誌一〇一卷一頁八〇頁）。

(11) 新美文「宿直勤務における安全配慮義務」下森定（編）『安全配慮義務の法理の形成と展開』（日本評論社、一九八八年）三五八頁。また、同『安全配慮義務』の存在意義』ジュリスト八二二九頁、同『安全配慮義務の存在意義』再論』法律論叢六〇巻四・五号五八三頁も同趣旨である。

(12) 円谷峻『新・契約の成立と責任』（成文堂、二〇〇四年、一六五頁）、なお、立証責任に関しても、被害者に有利に働くとは思われないと指摘している（一六六頁）。

(13) 契約締結上の過失の議論については、円谷前掲（脚注12）が詳しい。

(14) なお、安全配慮義務の存在意義に関して、「労働救済法理が労災補償を含めて不十分で、かつ民事責任の基礎理論（とりわけ、契約責任の射程に関する議論と不作為不法行為の構造に関する議論）も未確立な時代における、いわば時代の寵児であって、今日では、その成果は、一面では民事責任をも含んだ労働法その他の特別法上の救済理論——特別法領域での一般理論に——に、他面では民事責任の基礎理論——……保護義務の理論と、不法行為責任論——に、それぞれ発展的に解消させるのが適当である」とするものがある（潮見佳男「債権総論Ⅰ」（第二版）（信山社、二〇〇三年）一二六～一二七頁）。この点は、平成二〇年（二〇一〇年）に施行された労働

契約法で、安全配慮義務が法文化されたことから、発展的解消が進んでいるものと評価できよう。

また、近年の判例は、安全配慮義務と不法行為上の注意義務をあまり重視せずに一括して注意義務として判断しているものもある（高等学校の生徒が課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事案（最高裁判平成一八年三月一三日判決（判例時報一九二九号四一頁））と指摘するものがある（円谷峻「債権総論——判例を通じて学ぶ——」（第二版）（成文堂、二〇一〇年）一二四頁）。

(15) なお、③盛岡地裁判決は、Yの債務不履行による損害賠償を認めたが、これは日帰りの温泉利用契約に付随する保護義務違反の問題となろう。保護義務については、潮見佳男「契約規範の構造と展開」（有斐閣 一九九一年）、最近では、長坂純「完全性利益の侵害と契約責任論」法律論叢八二巻四・五号三〇三頁（二〇一〇年）、同「契約責任の構造と射程——完全性利益侵害の帰責構造を中心に——」（勤草書房、二〇一〇年）が詳しい。

(16) ①大阪高裁判決の評釈で、店舗側の責任の成否の分岐は、第一に、不特定多数人の集客することに由来する店舗の安全性の確保の要請、第二に、そうした構造の目的である報償性についての考慮の濃淡にあったものと考えてよいだろうとするものがある（加藤新太郎「コンビニにおける顧客の転倒事故とフランチャイザーの安全指導義務違反」私法判例リマックス二六号六〇頁（二〇〇三年））。

(17)

過失相殺における被害者の過失につき、①被害者自身が危険な結果を避けるために求められる合理的な対応しなかったという行為態様であること、②①は結果回避のための客観的な行為義務を前提として加害者の過失を判断するという構造と共通すること、などを指摘するものがある（窪田充見『不法行為法——民法を学ぶ』（有斐閣、二〇〇七年）三八五～三八六頁）。